

支給対象簡易チェック

令和6年12月1日時点で、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に定める次の①～③のいずれかの事業を営んでいる。

①一般貨物自動車運送業、②特定貨物自動車運送事業、③貨物軽自動車運送事業



香川県内に本社または営業所がある



引き続き香川県内で事業を継続する意思がある



令和6年12月1日時点で事業用に登録し、使用する車両がある



自動車検査証の記載事項は次のとおりである（支給対象車両の要件確認）

登録年月日/交付年月日	令和6年12月1日以前であること
自動車の種別	「普通」、「小型」、「軽自動車」のいずれかであること
用途	「貨物」又は「特種」のどちらかであること ※軽自動車は乗用の場合でも、車検証に貨物軽自動車運送事業の用に供する旨の記載があれば対象。
自家用・事業用の別	事業用であること
使用者の氏名又は名称	申請者と同一の個人または法人であること
使用の本拠の位置	香川県内の住所であること
有効期間の満了する日	令和6年12月1日以降の日付であること



必要書類を準備し、令和7年3月21日（金）までにご申請ください